

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 Watoto wa Africa という。また、略称をワトトとする。

2 本法人の英語名は Watoto wa Africa Japan とし、英語による略称をWWA とする。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 本法人は、アフリカ諸国（特にケニア共和国）において子ども（特に障害のある子ども）及びその家族が経済的・社会的に包摂され、自らの尊厳と夢を実現できる社会の構築を目的とし、日本を含む国際社会における相互理解と連帯の促進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 1 特定非営利活動に係る事業

- (1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業
- (2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業
- (3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業
- (4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業
- (5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助する個人又は団体（表決権を有しない）

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事会が第2項のものを入会を認めないときは、その理由を付した書面又は電磁的方法により速やかに申込者に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会で定める年会費を納入しなければならない。入会金は徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 本法人は、会員がすでに納入した会費を返還しない。

## 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人を副代表理事とすることができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事及び理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本定款及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款違反の重大事実を発見した場合には、総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告のため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 本法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の職務
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第4項第4号に基づき招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合によって、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法による表決若しくは代理人による委任表決ができる。

3 前項の表決を行った正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来れない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、本定款に別に定める事項のほか、以下の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも2日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決を行うことができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により理事会の場に来れない理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議項の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号の資産をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を受けなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後に、やむを得ない事由が発生した時は、既定予算の追加又は更正は、理事会の議決を経て行うものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。なお、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければならない。

2 本法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決をもって定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 三関 理沙

理事 福士 紘子

理事 石井 智也

監事 井上 咲歩

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から2027年8月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から2026年5月31日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費 正会員（個人・団体） 10,000円 賛助会員（個人・団体） 5,000円

以上